水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料 フルポキサム

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	1-[4-クロロ-3-(2, 2, 3, 3, 3-ペンタフルオロプロポキシメチル)フェニル]-5-フェニル-1H-1, 2, 4-トリアソ゛ール -3-カルホ゛キサミト゛					
分子式	$C_{19}H_{14}C1F_{5}N_{4}O_{2}$	分子量	460. 78	CAS NO.	119126-15-7	
構造式		CH ₂ OCH ₂ CF ₂ CF ₃				

2. 開発の経緯等

フルポキサムは、トリアゾールを含有する新規骨格の除草剤であり、本邦では未 登録である。

製剤は水和剤が、適用作物は日本芝として、登録申請されている。

3. 各種物性

外観	白色粉末、無臭	土壤吸着係数	$\text{Koc} = 1.51 \times 10^3 - 1.98 \times 10^3$ (25°C)
融点	137. 7−138. 3°C	オクタノール /水分配係数	logPow = 3.2 (25℃)
沸点	310℃で分解のため求め られず	密度	1.385 g/cm³ (20°C)
蒸気圧	$\leq 7.85 \times 10^{-5} \text{ Pa } (80^{\circ}\text{C})$	水溶解度	2. $42 \times 10^3 \ \mu \text{ g/L} \ (20^{\circ}\text{C})$
加水分解性	pH4.0、7.0 及び 9.0 の緩 衝液中で安定(50℃)	水中光分解性	半減期(太陽光換算) 170.9 日 (滅菌蒸留水、 700.5W/m²、290-800nm) 184.3 日 (滅菌自然水、 700.5W/m²、290-800nm)

Ⅱ. 水産動植物への毒性

1. 魚類

(1) 魚類急性毒性試験 (コイ)

コイを用いた魚類急性毒性試験が実施され、96hLC $_{50}$ = 2,300 μ g/L であった。

表1 コイ急性毒性試験結果

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
被験物質	原体		
供試生物	コイ (Cyprinus carpio)		
暴露方法	止水式		
暴露期間	96h		
設定濃度 (μg/L)	1,500、2,700、4,860、8,750、15,700(公比1.8)		
実測濃度 (μg/L)	1, 110、1, 510、3, 360、4, 050、3, 270		
助剤	アセトン 0. 1mL/L		
LC_{50} (μ g/L)	2,300 (実測濃度に基づく)		
NOEC (μ g/L)	<1,110 (実測濃度に基づく)		
異常な症状及び反応	異常遊泳(1,110-3,270、4,050μg/L群)、遊泳不能(1,510μg/L		
	以上群) (いずれも実測濃度に基づく)		
備考			

2. 甲殼類

(1) ミジンコ類急性遊泳阻害試験 (オオミジンコ)

オオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験が実施され、48hEC50 = 3,900 μ g/L であった。

表2 オオミジンコ急性遊泳阻害試験結果

被験物質	原体				
供試生物	オオミジンコ (Daphnia magna)				
暴露方法	流水式				
暴露期間	48h				
設定濃度 (μg/L)	780、 1,300、 2,200、 3,600、 6,000(有効成分換算値)				
実測濃度 (μg/L)	900、 1,600、 1,800、 3,700、 4,000(有効成分換算値)				
助剤	アセトン 0.06mL/L				
EC ₅₀ (μg/L)	3,900 (実測濃度(有効成分換算値)に基づく)				
NOEC (μ g/L)	1,600 (実測濃度(有効成分換算値)に基づく)				
異常な症状及び反応	観察の結果、異常な症状はみられなかった。				
備考					

3. 藻類

(1) 藻類生長阻害試験

Pseudokirchneriella subcapitata を用いた藻類生長阻害試験が実施され、72hEbC50 >54,200 μ g/L、72hErC50 >54,200 μ g/L であった。

表 3 藻類生長阻害試験結果

被験物質	原体
供試生物	Pseudokirchneriella subcapitata
暴露方法	振とう培養法
暴露期間	72 h
設定濃度 (μg/L)	100,000 (限度試験)
実測濃度 (μg/L)	54, 200
助剤	アセトン 0. 1mL/L
EbC_{50} (μ g/L)	>54,200 (実測濃度に基づく)
ErC_{50} (μ g/L)	>54,200 (実測濃度に基づく)
NOECb (μ g/L)	54,200(実測濃度に基づく)
NOECr (μg/L)	54,200(実測濃度に基づく)
異常な症状及び反応	観察の結果、異常な症状は見られなかった。
備考	

Ⅲ. 環境中予測濃度 (PEC)

1. 製剤の種類及び適用農作物等本農薬の製剤として、水和剤(50%)がある。

芝に適用申請があるので、非水田使用農薬として、環境中予測濃度(PEC)を 算出する。

2. PECの算出

(1) 非水田使用時の予測濃度 PECは以下の使用方法の場合に、以下のパラメーターを用いて算出される。

表4 PEC算出に関する使用方法及びパラメーター(非水田使用第1段階)

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値		
剤 型	50%水和剤	I: 単回の農薬散布量(有効成分 g/ha)	1,500	
農薬散布量	300L/10a	<i>D_{river}</i> :河川ドリフト率 (%)	0.1	
希釈倍数	1,000 倍	Z _{drift} :1日河川ドリフト面積(ha/day)	0.12	
地上防除/航空防除	地 上	N _{drift} : ドリフト寄与日数 (day)	Те	
適用作物	芝	Ru: 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02	
施用法	散 布	Au:農薬散布面積 (ha)	37. 5	
		f _u : 施用法による農薬流出係数 (-)	1	
		Te:毒性試験期間 (day)	2	

地表流出による PEC、河川ドリフトによる PEC はそれぞれ以下のとおり算出される。

非水田 PEC _{Tier1} (地表流出)による算出結果	5. $9 \times 10^{-3} \ \mu \text{ g/L}$
非水田 PEC _{Tier1} (河川ドリフト)による算出結果	6. $9 \times 10^{-4} \ \mu \text{ g/L}$

これらのうち、値の大きい地表流出による PEC 算出結果をもって、PEC $_{Tierl}$ = 5.9 $\times 10^{-3}$ (μ g/L) となる。

IV. 総 合 評 価

(1) 登録保留基準値案

各生物種の LC_{50} 、 EC_{50} は以下のとおりであった。

魚類(コイ急性毒性) 96hLC₅₀ = 2,300 μ g/L

甲殻類 (オオミジンコ急性遊泳阻害) 48hE C_{50} = 3,900 μ g/L

藻類 (Pseudokirchneriella subcapitata生長阻害)

72hEbC₅₀ > 54, 200 μ g/L 72hErC₅₀ > 54, 200 μ g/L

これらから、魚類急性影響濃度 $AECf = LC_{50}/10 = 230~\mu$ g/L 甲殻類急性影響濃度 $AECd = EC_{50}/10 = 390~\mu$ g/L 藻類急性影響濃度 $AECa = EC_{50}~> 54,200~\mu$ g/L

よって、これらのうち最小の AECf より、登録保留基準値 = 230 (μ g/L) とする。

(2) リスク評価

環境中予測濃度は、PEC $_{Tierl}$ = 0.0059 (μ g/L) であり、登録保留基準値 230 (μ g/L) を下回っている。

1. 検討経緯

2007年 9月19日 平成19年度第2回水産動植物登録保留基準設定検討会

2. 申請者から提出されたその他の試験成績

(1) 魚類

試験の種類・被験物質	供試生物	曝露 期間 (hr)	毒性値 LC ₅₀ 又は EC ₅₀ (μ g/L)
急性毒性(水和剤 50%、GLP)	コイ	96	4,200(2,100)

(2)甲殼類

試験の種類・被験物質	供試生物	曝露 期間 (hr)	毒性値 LC ₅₀ 又はEC ₅₀ (μg/L)
急性遊泳阻害(水和剤 50%、GLP)	オオミジンコ	48	3,200(1,600)

(3)藻類

試験の種類・被験物質	供試生物	曝露 期間 (hr)	毒性値 LC ₅₀ 又はEC ₅₀ (μg/L)
生長阻害(水和剤 50%、GLP)	Pseudokirchneriella subcapitata	72	EbC_{50} = 53,000(26,500) ErC_{50} (24-72h) >1,000,000(500,000)

- (注1) 製剤の毒性値のカッコ内は、有効成分換算値。
- (注2) これらの試験成績は、基準値設定の根拠としたデータと比較して相対的に弱い毒性を示すデータ、評価対象生物種と異なる生物種のデータ、製剤のデータ等であることから、基準値設定の根拠としては用いなかったが、参考のために記載するものである。これらのデータの信頼性については、必ずしも十分な評価を行ったものではないことに留意が必要である。